



## 性別の明記に問題はないですか

派遣元会社から、派遣労働者の通知を受けるとき、わざわざ「女性」と明記してあり、ちょっと違和感を覚えました。特に当社から、「女性をよこして欲しい」と依頼したわけではありません。性別の特定につながるような印象があって望ましくないと思いますが、いかがでしょうか。

「派遣先指針」（平 11・労働省告示第 138 号）では、「派遣契約の締結に当たって、派遣労働者の性別を記載してはならない」と規定しています。あらかじめ、「男性（女性）を派遣して欲しい」といった形で、契約を結ぶことは許されません。



派遣元会社は、自社の常用派遣社員、あるいは登録社員の中から、派遣契約の条件に合致する人を選び出し、派遣先に送り出します。具体的な派遣労働者の組合せ・派遣時期が決まったら、派遣元はその内容を派遣先に通知します。

実際に派遣労働者を送り出す際には、性別も法定の通知事項となっています。派遣元は、この規定に基づき通知を行っているだけで、「労働者の特定」等に関する問題は生じません。

性別の通知の趣旨は、派遣先における労働関係法令の遵守を担保することにあります。

